

国住指第 4 9 3 3 号  
平成 2 3 年 3 月 2 5 日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて

コンテナ型データセンタに係る建築基準法（昭和 2 5 年 5 月 2 4 日法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）の取扱いについて、下記の通り通知しますので、適切な業務の推進に努められますようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

土地に自立して設置するコンテナ型データセンタのうち、サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備及び空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第 2 条第 1 号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。

ただし、複数積み重ねる場合にあっては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする。